

令和 8 年度 池田町役場庁舎・中央公民館ほか 17 施設電気需給契約仕様書

1 概要

- (1) 件 名 池田町役場庁舎・中央公民館ほか 17 施設において使用する電気需給契約
- (2) 供給場所 池田町所有する高圧 18 施設(別紙 1 のとおり)
- (3) 供給建物 別紙 1 のとおり
- (4) 業種及び用途 庁舎・保育園・小学校・公民館・温泉施設等

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000 ボルト
 - ウ 標準周波数 60 ヘルツ
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙 3 のとおり
 - イ 予定平均力率 100 パーセント
- (3) 供給期間
令和 8 年 4 月 1 日 0:00 から 令和 9 年 3 月 31 日 24:00 まで
- (4) 供給電力は「RE100」とする(非化石証書の発行必須)
- (5) 電力量計
 - ア スマートメーター
自動検針装置 有
 - イ 検針日程
全 18 施設共に毎月末日とする
- (6) 需給地点及び責任分界点
各施設の構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点
- (7) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (8) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (9) 太陽光発電設備の有無 別紙 1 のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気設の計算方法
 - ア 1 月(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間)毎に算定する。
 - イ 基本料金=基本料金契約単価×契約電力×(185%-力率)
 - ウ 電力量料金=電力量料金単価×使用電力量+燃料費調整単価×使用電力量

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×
使用電力量

オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金
(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、
池田町を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。

ただし、当該エリアのみなし小売電気事業者が独自に実施する割引等がある場合は、
同額適用すること。

キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入
する。

ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。

ケ 力率の単位は、パーセントとし、小数点以下を四捨五入する。

コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

サ 社会情勢の変動により価格の変更の必要が生じた際は、双方協議のうえ、基本料
金単価及び電力量料金単価を変更することができる。なお、その際は変更契約書
の締結をすることとする。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者
に請求するものとする。

イ 毎月の請求書は書面により施設毎に作成し、池田町役場総務部総務課へ送付する
こと。WEBでの対応は不可とする。

ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。

(3) 非化石証書について

非化石証書等による環境価値の移転が確認できる資料については、証書の発行期間
から発行された場合、速やかに提出すること。

(4) 供給業者

ア 現在の供給業者 岐阜電力株式会社

イ 新電力への切り替え履歴 有

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応する
こと。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定める
ものとする。